

令和4年4月28日（木）
国土交通省関東地方整備局
総務部

記者発表資料

指名停止措置について

関東地方整備局は、全24社 に対して、指名停止措置を行いました。
詳細は別紙のとおりです。

発表記者クラブ

埼玉県政記者クラブ
竹芝記者クラブ

横浜海事記者クラブ
神奈川建設記者会

問い合わせ先

○総務部契約課長

カハラ トシキ

河原 利幸 （内線2511）

○総務部契約課課長補佐

コバヤシ カズオ

小林 和生 （内線2517）

さいたま市中央区新都心2-1

電話048-601-3151（代）

総務部契約管理官

タグチ ミコ

田口 由美子 （内線5880）

総務部経理調達課長

イワタ トモコ

磯谷 智彦 （内線5870）

横浜市中区北仲通5-57

電話045-211-7412（代）

○は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指 名 停 止 措 置 業 者	住 所
① 東洋紙業株式会社	大阪府大阪市浪速区芦原 1 丁目 3 番 1 8 号
② ナカバヤシ株式会社	大阪府大阪市中央区北浜東 1 番 2 0 号
③ 共同印刷株式会社	東京都文京区小石川 4 丁目 1 4 番 1 2 号
④ 株式会社ビー・プロ	宮城県仙台市若林区六丁の目西町 4 番 1 号
⑤ 株式会社谷口製作所	茨城県つくば市谷田部 4 3 5 4 番地
⑥ トッパン・フォームズ株式会社	東京都港区東新橋 1 丁目 7 番 3 号
⑦ 株式会社ディーエムエス	東京都千代田区神田小川町 1 丁目 1 1 番地
⑧ 小林クリエイト株式会社	愛知県刈谷市小垣江町北高根 1 1 5 番地
⑨ 光ビジネスフォーム株式会社	東京都八王子市東浅川町 5 5 3 番地
⑩ 東洋印刷株式会社	京都府京都市伏見区中島中道町 1 3 3 番地
⑪ 株式会社イセトー	京都府京都市中京区烏丸通御池上二条殿町 5 5 2 番地
⑫ 株式会社 T L P	東京都板橋区板橋 1 丁目 5 3 番 2 号
⑬ カワセコンピュータサプライ株式会社	大阪府大阪市中央区今橋 2 丁目 4 番 1 0 号 E D G E 淀屋橋
⑭ 株式会社恵和ビジネス	北海道札幌市中央区南二条西 1 2 丁目 3 2 4 番地 1
⑮ 株式会社タナカ	茨城県土浦市藤沢 3 4 9 5 番地 1
⑯ 株式会社ディーソール	東京都中央区日本橋人形町 1 丁目 8 番 4 号
⑰ 株式会社アイネット	神奈川県横浜市西区みなとみらい 3 丁目 3 番 1 号
⑱ 株式会社アテナ	東京都江戸川区臨海町 5 丁目 2 番 2 号
⑲ 日本電算機用品株式会社	東京都大田区蒲田 4 丁目 2 1 番 1 4 号
⑳ エースビジネスフォーム株式会社	東京都江東区潮見 2 丁目 4 番 8 号
㉑ 株式会社高速	埼玉県川越市芳野台 1 丁目 1 0 3 番地の 7
㉒ 株式会社エム・エフ・テック	新潟県南魚沼市津久野 1 1 1 2 番地 1 4
㉓ 株式会社田中印刷	京都府京都市南区久世築山町 4 5 2 番地 4
㉔ 三条印刷株式会社	北海道札幌市東区北十条東 1 3 丁目 1 4 番地

2. 指名停止措置期間

- | | |
|-------------|--|
| ①④⑤の業者 | 令和 4 年 4 月 2 8 日から令和 4 年 8 月 2 7 日まで（4 カ月） |
| ②③⑥～⑯⑱～㉔の業者 | 令和 4 年 4 月 2 8 日から令和 4 年 6 月 2 7 日まで（2 カ月） |
| ⑰の業者 | 令和 4 年 4 月 2 8 日から令和 4 年 5 月 2 7 日まで（1 カ月） |

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

公正取引委員会により、令和 4 年 3 月 3 日、日本年金機構が発注する特定データプリントサービスの入札等において、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、違反業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象者として公表された。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者らが独占禁止法違反行為を行ったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第5号（独占禁止法違反行為）に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第5号>

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 2 カ月以上9 カ月以内